

Information
04

市職員募集

ともに登米市を支える仲間を募集します

申込期限：9月16日(金) ※当日消印有効

試験区分	職種	採用予定者数	受験資格など	第1次試験日程
上級 (大卒程度)	保健師	4人程度	昭和62年4月2日以降生まれで、保健師の資格を持つ人(令和5年4月30日までに取得見込を含む)	10月16日(日)
	管理栄養士	2人程度	昭和62年4月2日以降生まれで、管理栄養士の資格を持つ人(令和5年4月30日までに取得見込を含む)	
	建築	1人程度	昭和62年4月2日以降生まれで、学校教育法による大学(短期大学を除く)において正規の建築に関する課程を修めて卒業した人(令和5年3月31日卒業見込を含む)	
	土木	2人程度	昭和62年4月2日以降生まれで、学校教育法による大学(短期大学を除く)において正規の土木に関する課程を修めて卒業した人(令和5年3月31日卒業見込を含む)	

※試験会場や内容など、詳細は市公式ホームページでお知らせします

■募集要項・申込書の入手方法

【ダウンロード】市公式ホームページ内「職員採用情報」からダウンロードできます

【郵送での請求】封筒の表に「職員採用試験申込書請求」と朱書きし、下記2点を同封してください
 ・宛先を明記した返信用封筒(A4版が入る大きさに120円切手を貼付したもの)
 ・連絡先(電話番号)を明記した任意の用紙

【市役所等窓口】迫庁舎2階人事課または各総合支所市民課で配布します(平日午前8時30分～午後5時15分)

【申し込み・問い合わせ】総務部人事課(人事研修係) ☎0220(22)2145

最新情報は市公式ホームページで随時更新します



Information
05

再生可能エネルギー発電設備の設置には市の同意が必要です

「登米市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」が6月8日から施行されました。市内で再生可能エネルギー発電設備(太陽光・風力・水力・バイオマスなど)の設置を行う場合は、事前に市の同意が必要です。

【条例の適用になる事業】発電出力10kW以上の再生可能エネルギー発電事業

※太陽光発電で建物の屋根や屋上で行う場合や抑制区域以外に設置する発電出力50kW未満の場合は適用外となります

【抑制区域】土砂災害(特別)警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、鳥獣保護区、保安林、農用地区域など

※事業を計画する場合は事前に確認してください

【説明会の開催】事業実施に係る届け出の前に、関係する住民などへ発電事業の内容などに係る説明会を開催し、

発電事業に対する理解が得られるように努めてください。説明会の開催範囲などは、事前に市へ相談ください

【事業実施に係る届け出】住民などに対する説明会を開催後、発電事業に着手しようとする日の90日前まで、必要書類を添えて届け出が必要です

※再エネ特措法による申請を行う場合は、申請予定日の90日前までに届け出が必要です

【市の同意】この条例が適用となる発電事業を実施する場合、市の同意が必要です。事業区域の全部または一部が抑制区域に位置する場合は、同意できません

※市長がこの条例の目的に照らして支障がないと認めるときは例外として扱います

※詳細については市公式ホームページをご覧ください

【問い合わせ】市民生活部環境課(環境政策係)

☎0220(58)5553

Information
01

市内公共施設の指定管理者を募集

公の施設を管理運営する指定管理者(団体)を募集します。個人は応募できません。
 【申請期限】9月9日(金)午後5時
 【募集要項・申請書】指定管理者を募集する施設の担当部署で配布します

【指定期間(予定)】①令和5年4月1日～令和8年3月31日、②令和5年4月1日～令和10年3月31日
 【選定方法】書類審査およびヒアリング審査で候補者を選定し、市議会での承認後、指定管理者に指定します

■指定管理者を募集する施設

施設の名称	問い合わせ(担当部署)
①高森パークゴルフ場 ②長沼フットピア公園	まちづくり推進部観光シティプロモーション課 ☎0220(23)7331
③登米市斎場	市民生活部環境課 ☎0220(58)5553
④登米森林公園	産業経済部農林振興課 ☎0220(34)2709
⑤登米市東和総合運動公園 ⑥登米市長沼ボート場クラブハウス	教育委員会教育部生涯学習課 ☎0220(34)2698
⑦登米祝祭劇場(愛称:水の里ホール)	まちづくり推進部市民協働課 ☎0220(22)2173
⑧登米観光物産センター(愛称:遠山之里)、春蘭亭、登米寺池城址公園、登米駒つなぎの広場、歴史資料館および登米市高倉勝子美術館	産業経済部地域ビジネス支援課 ☎0220(34)2706 教育委員会教育部文化財文化振興室 ☎0220(21)5411
⑨東和物産館(愛称:林林館)および東和活性化施設(愛称:森の茶屋)⑩豊里地域産物活用施設(愛称:産直がんばる館)⑪米山産地形成促進施設(愛称:ふる里センターY・Y)および米山西野農村公園⑫もくもくランド⑬登米市道の駅三滝堂地域活性化施設	産業経済部地域ビジネス支援課 ☎0220(34)2706



Information
03

地域の集会施設の建設や改修を支援します

令和5年度に実施する地域の特色を生かしたまちづくりや地域課題を解決するための事業を支援します。
 【資格要件】市内に活動の拠点がある②構成員が5人以上
 ③運営や組織に関する規約や会則を定めている④政治活動、宗教活動または営利を目的としない
 【事業期間】単年度。ただし、事業の性質上、実施期間が複数

令和5年度に実施する集会施設の建設や改修費用の一部を補助します。
 【対象事業】①集会施設の建設・購入②集会施設の修繕・模様替え(バリアフリー化を含む)・増築
 【補助率/限度額】補助率2分の1以内/①建設・購入②1千万円③修繕・模様替えなど④250万円
 年度にわたる場合は2年まで
 【補助金の額】補助率2分の1以内で、50万円を上限に補助。事業期間が複数年度にわたる場合、2年目は3分の1以内
 【申込期限】9月30日(金)
 ※申し込みの際は、事前に相談ください
 【申し込み・問い合わせ】まちづくり推進部市民協働課(市民活動支援係)
 ☎0220(22)2173

■対象経費の例

項目	対象経費
人件費	講師の謝金(交通費含む)
旅費	講師の招へい活動に要する交通費
需用費	事務用品費、チラシ作成費、食料費(会議の茶菓代、講師への弁当代)
役務費	郵便料、切手代、機材の保険料
委託料	団体が実施困難な事務の委託料

【対象外経費】①門、柵、植樹などの附帯工事費、購入費②用地の取得費③既存の建物の解体費④備品購入費など
 【申込期限】10月31日(月)
 ※スケジュール、対象経費などは事前に相談ください。補助率・上限額などは変更する場合があります。要望金額の合計が予算額を超えた場合、優先基準に基づき補助団体を決定する場合があります
 【申し込み・問い合わせ】まちづくり推進部市民協働課(市民活動支援係)
 ☎0220(22)2173

Information
02

地域協働のまちづくり事業をサポート